

令和3年度 「琵琶湖・淀川子ども水質保全活動助成」

—募集要領—

「琵琶湖・淀川子ども水質保全活動助成」は、美しい自然と豊かな水に恵まれた琵琶湖・淀川流域に暮らす子どもたちが、流域の水質保全の現状を正しく理解し、上流から下流までの広域的な水環境の適切なあり方を学習することを通して、子どもたち自らが水質保全活動の担い手として「遊んだり泳いだりするのに適した」地域の河川や湖を守り育て、将来にわたり潤いのある流域社会を形成していくことを目的としています。

令和3年4月



公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

「令和3年度 琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成」を、「琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成要綱」に基づき、以下の要領で募集します。

1. 助成の対象となる事業について

この助成金の対象となる事業は、琵琶湖・淀川流域で生活する小学生から高校生までの年齢の子どもたちを対象とした「水環境について知り、理解する活動」、「水質の保全・改善に関する活動」で、次のすべての視点や内容を満たす活動です。

- (1) 琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動が含まれること
- (2) 上流・下流のつながりなど広域的な視点があること
- (3) 今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫があること

2. 助成の対象となる団体について

この助成金の対象となる団体は次のいずれかに該当する団体です。

- (1) 琵琶湖・淀川流域で水質保全活動に取り組むNPO法人、市民団体等で次の要件を満たす団体
 - ① 団体として意思決定が出来る規約・会則があること
 - ② 1年以上の活動実績があること
 - ③ 政治活動や宗教活動、営利を目的としていないこと
- (2) 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県に所在する小・中・高・特別支援学校、またはその学校のPTAや部活動

3. 助成金の額について

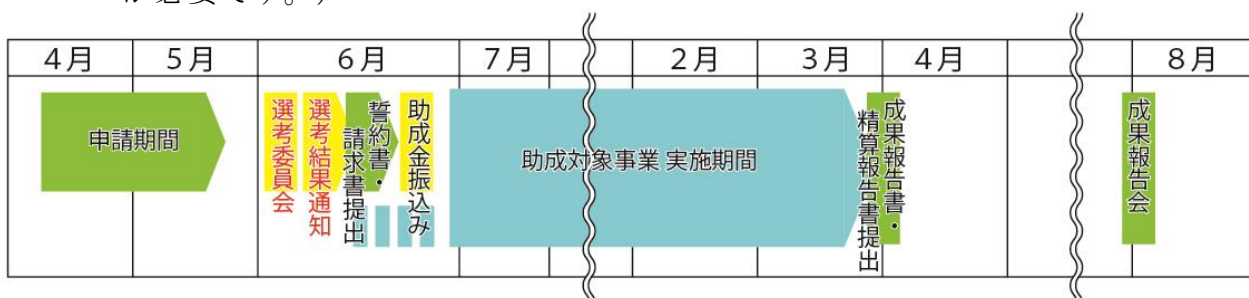
1件についての助成限度額は10万円です。

2つ以上の団体が同じ事業にかかる経費を折半して、それぞれ別に申請することはできません。(団体ごとに個別に事業を実施した上で、連携を図ることを妨げるものではありません。)

4. 助成の対象となる事業の実施期間について

交付決定の通知日から令和4年3月31日までとします。

申請および交付決定は単年度ごとに行います。ただし、機構が認めた場合は、最長3年まで継続することができます。(2年目以降も募集要領に従い、申請が必要です。)



5. 助成金の対象となる経費について

この助成金の対象となる経費は、次の経費のうち、領収書により支出の証明ができるものです。団体の運営費、食料費※は対象となりません。

- ①謝金・・・講師や専門家等への謝礼
- ②資料、印刷費・・・チラシ、資料、報告書等の印刷費
- ③旅費・・・交通費、宿泊費
- ④賃借費・・・会議室、機器の賃借料
- ⑤委託費・・・デザイン・データ整理等を委託するための経費
- ⑥備品費・・・事業に関わる器具・用具の購入費
(備品費は全体事業費の1/2までとしてください。)
- ⑦通信運搬費・・・通信費、資機材発送費
- ⑧消耗品費・・・材料や書籍、事務用品等の購入費、活動中の熱中症対策等で必要な飲料※
- ⑨保険費・・・活動に必要な保険料等

※ 新型コロナウイルス対策に必要な経費は対象とすることができます。

6. 助成金の応募方法について

本助成を希望する団体は、下記の提出書類を郵送またはE-mailにて送付して下さい。(同一申請者の複数応募はできません。)

(1) 提出書類

- ①申請書 …… (様式1)
- ②予算内訳書 …… (様式2)

※様式①、②は機構ホームページからダウンロードできます。



<http://www.byq.or.jp/kodomo/index.html>

- ③団体の概要や活動が分かるもの、また、あれば団体の規約や会則
- ④あれば助成対象事業の企画書や過去の実績報告など

(2) 送付先および問い合わせ先

〒540-0008

大阪府中央区大手前1丁目2番15号 大手前センタービル4階

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 総務企画部

電話：06-6920-3035

E-mail: hozenkiko@byq.or.jp

(3) 応募受付期間

令和3年4月12日(月)から5月21日(金)まで

7. 選考について

(1) 選考方法

こども水質保全活動助成選考委員会により、選考を行います。

(2) 選考基準

選考にあたっては、以下の視点から総合的に判断を行い、助成金を交付する団体を決定します。

- ① 将来の水質保全の担い手となる子どもたちの育成に効果が高いこと
- ② 琵琶湖・淀川流域の水質保全への貢献度が高いこと
- ③ 流域の地域間での連携や交流の効果が高いこと
- ④ 今後の水質保全活動の参考となるような新しい視点と創意工夫があること

(3) 選考結果の通知

交付決定後すみやかに、申請者に通知を行います。また、機構ホームページにも掲載します。

8. 助成金の支払いについて

助成金の交付決定の通知を受けた団体は、所定の期日までに誓約書と助成金請求書を提出してください。助成金は助成金請求書に基づき送金します。

9. 事業成果の報告・公表について

(1) 事業成果の報告

助成対象事業が終了した時は、速やかに別に定める事業成果報告書を提出してください。

(2) 事業成果の公表

助成事業の結果について、報告会等で発表いただきます。また、活動報告を機構ホームページで公開させていただきます。

10. 助成金の精算について

(1) 助成事業が終了した時は、速やかに別に定める精算報告書と証憑書類を提出してください。

(2) 申請時の予算内訳と決算時の内訳に大幅な差異が生じた場合は、説明を求める場合があります。

(3) 精算額が交付額に満たない場合は、機構の発行する差額返金依頼書に従い、振込んでください。その際の手数料は助成団体でご負担ください。

11. 助成を受けた旨の表示について

助成団体は、助成事業の実施に当たり、チラシやホームページに助成事業を受けている旨の表示をしてください。

表示例)

この事業は、（公財）琵琶湖・淀川水質保全機構「琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成」を受けて実施しています。

12. 機構による支援

機構では、助成対象事業の計画作成や助成事業の円滑な実施を支援するため、次の取り組みを実施します。詳細は機構ホームページの「こども水質保全活動助成」のコーナーにアクセスしてください。

- (1) 機構で作成している広報啓発資料の提供
- (2) 助成対象事業を支援できる行政機関・施設、NPO団体等の情報の提供

13. 感染拡大防止に向けた取り組みへのお願い

- (1) 事業の実施にあたっては、実施する地域において発出される指示の要請、ガイドライン等を遵守して、感染拡大防止につとめてください。
- (2) 事業の一部または全部が中止になった場合は、精算時に助成金の返還をお願いする場合があります。